

保険業法施行規則第八十六条及び第八十七条等の規定に基づき保険金等の支払能力に相当する額及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法等を定める件

目次

第一章 定義（第一条）

第二章 総則

第三章 経済価値ベースの評価

第四章 適格資本

第五章 所要資本

第六章 内部モデル手法（第百五十八条—第百七十二条）

第七章 子会社の取扱いに関する特例

第一節 子会社株式の取扱い（第百七十三条—第百七十六条）

第二節 子会社である外国の会社の取扱い

第一款 子会社化直後の特例手法（第百七十七条・第百七十八条）

第二款 控除合算手法（第百七十九条—第百八十二条）

第八章 特例企業会計基準等適用人等に関する特例（第百八十三条—第百八十五条）

附則

第二章 総則

第一節 一般原則

（格付区分）

第四条 報告保険会社等は、この告示における計算に当たって、格付区分を用いるものとする。

- 2 報告保険会社等は、保有するエクスポージャーについて、報告保険会社等が使用している適格格付機関のうち二以上の適格格付機関によって格付が付与されている場合であって、これらの格付に対応する格付区分が異なるときは、最上位の格付区分から数えて二番目に上位の格付区分を用いるものとする。ただし、当該最上位の格付区分が複数の格付に対応するものであるときは、当該最上位の格付区分を用いるものとする。
- 3 保険会社等が保有するエクスポージャー（再保険契約に係るものを除く。）に対する格付区分は、個別格付（特定の債務に付与された格付をいい、短期格付を除く。以下この条において同じ。）に基づくものとする。なお、当該エクスポージャーに対して個別格付が付与されていない場合は、無格付とする。
- 4 前項の規定により無格付とされたエクスポージャーについては、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める格付区分に対応するものとみなすことができる。

- 一 当該エクスポージャーの債務者が発行した当該エクスポージャーを除く他の債務に個別格付が付与されている場合であって、当該エクスポージャーの弁済を受ける権利が当該他の債務に対して先順位又は同順位であるとき 当該個別格付の格付区分
 - 二 当該エクスポージャーの債務者に債務者信用力格付（債務者の一般的な債務返済能力に関する格付をいう。以下この条において同じ。）が付与されている場合であって、当該エクスポージャーについて他の債権者に優先して弁済を受ける権利を有するとき 当該債務者信用力格付の格付区分
 - 三 当該エクスポージャーに短期格付が付与されている場合 当該短期格付の格付区分
- 5 前項の規定にかかわらず、当該債務者の当該エクスポージャーを除く他の債務（当該エクスポージャーの弁済を受ける権利が当該他の債務に対して後順位又は同順位であるものに限る。）の個別格付の格付区分、当該エクスポージャーの債務者の債務者信用力格付の格付区分又は当該エクスポージャーの短期格付の格付区分のうち、最下位の格付区分に基づく第百三十八条に規定する信用エクスポージャーに係るリスク係数が当該エクスポージャーを無格付とした際と同条に規定する信用エクスポージャーに係るリスク係数より大きいときは、当該最下位の格付区分に対応するものとみなすものとする。
- 6 前二項の規定において、当該個別格付が当該エクスポージャーと同一通貨建てのエクスポージャーに係るものでない場合には、当該個別格付に対応する格付区分を用いてはならない。
- 7 再保険契約に係るエクスポージャーの格付区分は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める格付区分に属するものとする。なお、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当しない場合は、無格付とする。
- 一 当該エクスポージャーの債務者が財務力格付（債務者の財務基盤又は保険金支払能力に関する格付をいう。以下この号において同じ。）を付与されている場合 当該財務力格付の格付区分
 - 二 当該エクスポージャーの債務者が債務者信用力格付を付与されている場合であって、当該エクスポージャーが他の債権者に優先して弁済を受ける権利を有するとき（前号に掲げる場合を除く。） 当該債務者信用力格付の格付区分
- 8 報告保険会社等は、格付区分の判定に用いようとする格付が次の各号に掲げる場合に該当する場合には、当該格付を用いてはならない。
- 一 格付が保険会社等（ただし、連結ベースの計算を行う場合にあつては、連結子会社等以外の子会社等を含む。）による保証その他これに類するものを考慮している場合
 - 二 格付における評価の対象が元本又は利息のいずれかのみであつて、保険会社等の保有するエクスポージャーが元本及び利息に及ぶ場合その他の格付における評価の対象が当該エクスポージャーと異なる場合

三 格付が広く一般に対して提供されていない又は閲覧に供されていない場合

第五章 所要資本

第十節 非保険事業

(非保険事業)

第百五十七条 第四十五条第一項第二号に掲げる非保険事業に係る所要資本の額は、次の各号に定める会社の分類ごとに規定する計算方法により、連結子会社等又は持分法が適用される子会社等ごとに計算した所要資本の額の合計額とする。

一 固有の資本要件を持つ非保険金融子会社等（非保険金融会社等（法第百六条第一項第三号から第七号まで、第九号から第十一号まで及び第十二号ロに掲げる会社、同項第十七号に規定するものであって保険持株会社及び少額短期保険持株会社でない会社並びに同項第十八号に規定するものであって保険持株会社及び少額短期保険持株会社に類する外国の会社でない会社又は法第二百七十一条の二十二第一項第三号から第七号まで、第九号から第十一号まで及び第十二号ロに掲げる会社、同項第十六号に規定するものであって保険持株会社及び少額短期保険持株会社でない会社、同項第十七号に掲げるものであって保険持株会社及び少額短期保険持株会社に類する外国の会社でない会社並びに同項各号に掲げる会社以外の会社であって内閣総理大臣の承認を受けて子会社としたもののうちこれらに類する会社をいう。以下この条において同じ。）のうち、法令に基づき経営の健全性を判断するための基準を計算しなければならない連結子会社等及び持分法が適用される子会社等をいう。以下この条において同じ。）

二 固有の資本要件を持たない非保険金融子会社等（非保険金融会社等のうち、前号に該当するもの以外の連結子会社等及び持分法が適用される子会社等をいう。以下この条において同じ。）

三 非金融子会社等（非保険事業を営む連結子会社等及び持分法が適用される子会社等のうち、前二号に該当するもの以外のものをいう。以下この条において同じ。）

2 前項第一号に掲げる固有の資本要件を持つ非保険金融子会社等に係る所要資本の額は、次の各号に掲げる連結子会社等又は持分法が適用される子会社等の区分に応じ、当該各号に定めるところにより計算した額とする。

一 連結子会社等の場合 次のイ又はロに掲げる区分に応じ、当該イ又はロに定めるところにより計算した額

イ 銀行等（法第百六条第一項第三号及び第九号又は法第二百七十一条の二十二第一項第三号及び第九号に掲げる会社をいう。以下この条において同じ。）の場合 次の(1)又は(2)に掲げる区分に応じ、当該(1)又は(2)に定めるところにより計算した額

(1) 国内基準行（銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告

示第十九号。以下この条において「銀行告示」という。) 第一条第十号の三に規定する国内基準行をいう。以下このイにおいて同じ。) の場合 銀行告示第三十七条に規定する算式の分母の額(ただし、銀行告示第四十七条第一項及び第二項の規定により加算される額を勘案するものとする。)に4%を乗じて得た額その他これに類するものの額

- (2) 国内基準行以外の場合 銀行告示第十四条第一号に規定する算式の分母の額(ただし、銀行告示第二十四条第一項及び第二項の規定により加算される額を勘案するものとする)に8%を乗じて得た額その他これに類するものの額又は銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の補完的指標として定めるレバレッジに係る健全性を判断するための基準(平成三十一年金融庁告示第十一号。以下この条において「レバレッジ比率告示」という。) 第六条に規定する総エクスポージャーの額に3%を乗じて得た額その他これに類するものの額のうちいずれか大きい額

ロ 銀行等以外の場合 金融商品取引法第四十六条の六に規定する保有する有価証券の価格の変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額(以下この条において「発生し得る危険に対応する額」という。) その他これに類するものの額、又は銀行告示第十四条第一号に規定する算式の分母におけるオペレーショナル・リスク相当額の合計額その他これに類するものの額のうちいずれか大きい額(ただし、金融庁長官が別に指定した場合は、別に指定した額を加えた額とする。)

二 持分法が適用される子会社等の場合 次のイ又はロに掲げる区分に応じ、当該イ又はロに定めるところにより計算した額

イ 銀行等の場合 前号イの規定に基づく額に持分比率を乗じて得た額

ロ 銀行等以外の場合 前号ロの規定に基づく額に持分比率を乗じて得た額(ただし、金融庁長官が別に指定した場合は、別に指定した額を加えた額とする。)

3 第一項第二号に掲げる固有の資本要件を持たない非保険金融子会社等に係る所要資本の額は、次の各号に掲げる連結子会社等又は持分法が適用される子会社等の区分に応じ、当該各号に定めるところにより計算した額とする。

一 連結子会社等の場合 次のイ又はロに掲げる区分に応じ、当該イ又はロに定めるところにより計算した額

イ 銀行等の場合 レバレッジ比率告示第六条に規定する総エクスポージャーの額に4%を乗じて得た額その他これに類するものの額

ロ 銀行等以外の場合 直近三年間における総収入(業務粗利益その他これに類するものの額から、国債等債券売却益及び国債等債券償還益を除き、国債等債券売却損、国債等債券償還

損、国債等債券償却及び役務取引等費用を加えたものをいう。以下この条において同じ。)の平均値(ただし、中間期末にあつては、前事業年度末時点の直近三年間における総収入の平均値とする。)に15%を乗じて得た額(ただし、金融庁長官が別に指定した場合は、別に指定した額を加えた額とする。)

二 持分法が適用される子会社等の場合 次のイ又はロに掲げる区分に応じ、当該イ又はロに定めるところにより計算した額

イ 銀行等の場合 前号イの規定に基づく額に持分比率を乗じて得た額

ロ 銀行等以外の場合 前号ロの規定に基づく額に持分比率を乗じて得た額(ただし、金融庁長官が別に指定した場合は、別に指定した額を加えた額とする。)

4 第一項第三号に掲げる非金融子会社等に係る所要資本の額は、次の各号に掲げる連結子会社等又は持分法が適用される子会社等の区分に応じ、当該各号に定めるところにより得られる額の絶対値に、当該連結子会社等又は持分法が適用される子会社等の発行する株式が第百十六条第二項本文に規定する株式に該当する場合は35%を、当該連結子会社等又は持分法が適用される子会社等の発行する株式が第百十六条第四項本文に規定する株式に該当する場合は48%を、その他の場合は49%を乗じて得た額とする。ただし、金融庁長官が別に指定した場合は、別に指定した額を加えた額とする。

一 連結子会社等の場合 実質価額から前章第二節第四款に規定するTier 1 適格資本の調整の額及び前章第三節第四款に規定するTier 2 適格資本の調整の額のうち当該連結子会社等に係る額を控除した額

二 持分法が適用される子会社等の場合 持分法による評価額

第七章 子会社の取扱いに関する特例

第二節 子会社である外国の会社の取扱い

第二款 控除合算手法

(控除合算手法)

第百七十九条 連結ベースの計算に当たっては、次条に定める子会社について、当該子会社が所在する法域の規制における法第百三十条第一号又は第二百七十一条の二十八の二第一号に掲げる額に相当する額に基づき適格資本の額を、法第百三十条第二号又は第二百七十一条の二十八の二第二号に掲げる額に相当する額に基づき所要資本の額をそれぞれ算出する方法(以下この款において「控除合算手法」という。)を用いることができる。ただし、控除合算手法を用いる場合は、当該控除合算手法の使用をあらかじめ金融庁長官に届け出たときに限るものとし、当該控除合算手法を適用する子会社の範囲の変更が生じたときは、遅滞なく、その旨及びその内容を金融庁長官に届け出るものとする。

2 控除合算手法適用子会社を有する保険会社等の適格資本の額及び所要資本の額は、次の各号に定めるところにより算出するものとする。

一 適格資本の額は、次のイ及びロに掲げる額の合計額とする。

イ 原則手法適用会社（控除合算手法適用子会社以外の保険会社等をいう。以下この款において同じ。）の適格資本の額

ロ 控除合算手法適用子会社が所在する法域の規制における法第百三十条第一号又は第二百七十一条の二十八の二第一号に掲げる額に相当する額から当該控除合算手法適用子会社が保有する次に掲げる資産の額を除いた額に当該控除合算手法適用子会社に対する持分比率を乗じて得た額の合計額

(1) 他の控除合算手法適用子会社の資本調達手段に係る資産の額（ただし、負債性資本調達手段にあつては、当該他の控除合算手法適用子会社が所在する法域の規制における法第百三十条第一号又は第二百七十一条の二十八の二第一号に掲げる額に相当する額に当該負債性資本調達手段が算入される額を限度とする。）

(2) 原則手法適用会社の資本調達手段に係る資産の額（ただし、負債性資本調達手段にあつては、原則手法適用会社の適格資本の額に当該負債性資本調達手段が算入される額を限度とする。）

二 所要資本の額は、次のイ及びロに掲げる額の合計額とする。

イ 原則手法適用会社の所要資本の額

ロ 控除合算手法適用子会社が所在する法域の規制における法第百三十条第二号又は第二百七十一条の二十八の二第二号に掲げる額に相当する額（ただし、前号ロにおける控除合算手法適用子会社が保有する同号ロ(1)及び(2)に掲げる資産の額の控除を反映した額に適切に調整することができる。）に控除合算手法に係る調整係数及び当該控除合算手法適用子会社に対する持分比率を乗じて得た額の合計額

(控除合算手法の適用対象)

第百八十条 控除合算手法の適用対象とすることができる子会社は、連結子会社等であつて、次の各号に掲げる要件の全てを満たす子会社とする。

一 第七条第二項に規定する保険事業に分類されるものであること。

二 アメリカ合衆国における保険金等の支払能力の充実の状況に係る規制の適用を受け、当該規制における法第百三十条第一号又は第二百七十一条の二十八の二第一号に掲げる額に相当する額及び法第百三十条第二号又は第二百七十一条の二十八の二第二号に掲げる額に相当する額を算出していること。

三 前条第一項の届出を行う前の連結ベースのソルベンシー・マージン比率の計算において、原則

手法適用会社（ただし、直近の連結ベースのソルベンシー・マージン比率の計算における子会社化直後の特例手法適用子会社を除く。）でないこと。

（原則手法適用会社の適格資本の額及び所要資本の額）

第百八十一条 第百七十九条第二項第一号イに掲げる原則手法適用会社の適格資本の額及び同項第二号イに掲げる原則手法適用会社の所要資本の額は、次の各号に定めるところにより算出する。

一 連結貸借対照表（連結の範囲等調整後）を基礎として、連結の範囲から控除合算手法適用子会社を除外することにより、控除合算手法適用子会社を除く連結貸借対照表（連結の範囲等調整後）を作成する。

二 前号に定める控除合算手法適用子会社を除く連結貸借対照表（連結の範囲等調整後）に基づき、第三章の規定を準用して原則手法適用会社に係る経済価値ベースのバランスシートを作成する。

三 前号に定める原則手法適用会社に係る経済価値ベースのバランスシートに基づき、第四章の規定を準用して原則手法適用会社の適格資本の額を算出する。ただし、原則手法適用会社が保有する控除合算手法適用子会社の資本調達手段に係る資産の額（ただし、負債性資本調達手段にあつては、当該控除合算手法適用子会社が所在する法域の規制における法第百三十条第一号又は第二百七十一条の二十八の二第一号に掲げる額に相当する額に当該負債性資本調達手段が算入される額を限度とする。）を第四十条第三号に含めるものとする。

四 第二号に定める原則手法適用会社に係る経済価値ベースのバランスシートに基づき、第五章及び前章の規定を準用して、原則手法適用会社の所要資本の額を算出する。ただし、第二号に定める原則手法適用会社に係る経済価値ベースのバランスシートについて、控除合算手法適用子会社を連結の範囲に含めた場合に連結財務諸表規則第九条に規定するところと整合的に相殺消去されるべき項目のうち当該控除合算手法適用子会社と原則手法適用会社との取引に係る項目の額は、第四十七条第三項各号に掲げるストレス・アプローチによるリスクの額の計算において再計算をしないもの及び第四十八条各号に掲げるリスクの額の計算におけるエクスポージャーの額から除くものに含めることができる。

五 前号ただし書の規定を適用する場合には、第百七十九条第二項第二号ロに掲げる控除合算手法適用子会社が所在する法域の規制における法第百三十条第二号又は第二百七十一条の二十八の二第二号に掲げる額に相当する額を、当該規定における相殺消去を反映した額に適切に調整するものとする。

2 前項第二号から第四号までの規定に従い第三章から前章までの規定を準用する場合には、当該各章の連結ベースの規定を準用するものとする。

（控除合算手法に係る調整係数）

第百八十二条 第百七十九条第二項第二号ロに掲げる控除合算手法に係る調整係数は、1.5以上であり、かつ、次の算式を満たす最小のものとする。ただし、中間期末にあつては、前事業年度末に適用した調整係数とする。

控除合算手法を適用した場合のソルベンシー・マージン比率

≤ 控除合算手法を適用しない場合のソルベンシー・マージン比率 + 15%

附 則

(控除合算手法に係る適用日前の届出)

第十一条 報告保険会社等は、令和八年三月三十一日前においても、第七十九条第一項の規定により、同条の規定を適用する旨の届出をすることができる。この場合において、当該届出をした者は、令和八年三月三十一日において同項の規定による届出をしたものとみなす。

(控除合算手法に係る経過措置)

第十二条 報告保険会社等は、令和八年三月三十一日から令和九年三月三十日までの基準日においては、第八十二条の規定にかかわらず、控除合算手法に係る調整係数を1.5とすることができる。

第十三条 附則第十条の規定は、特例企業会計基準等適用法人等が第八十三条第二項の規定により準用する第七十七条の規定により基準日以前三年内に財政状態計算書（連結の範囲等調整後）において連結の範囲に含まれることとなった第八十三条第二項の規定により準用する第七条第二項に規定する保険事業に該当する外国の子会社等に係る計算に関して、子会社化直後の特例手法を適用することの承認の申請をする場合に準用する。

- 2 附則第十一条の規定は、特例企業会計基準等適用法人等が第八十三条第二項において準用する第七十九条第一項の規定による控除合算手法に係る届出について準用する。
- 3 特例企業会計基準等適用法人等は、令和八年三月三十一日から令和九年三月三十日までの基準日においては、第八十三条第二項において準用する第八十二条の規定にかかわらず、控除合算手法に係る調整係数を1.5とすることができる。